

大正四年六月二十一日第三種郵便物認可 (恆月一回一日發行)

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷十三第

行發日一月六年五和昭

論 叢

給料税(所得税に於ける給料の源泉課税としての)論 法學博士 神戸正雄
購買力平價説の一考察 文學博士 高田保馬

時 論

株式配當金の源泉課税 經濟學博士 汐見三郎

說 苑

リッセル氏の「價格形成の機構」の吟味 經濟學士 柴田敬
銀行の信用膨脹に就て 經濟學士 中谷實
中位數の本質 經濟學士 益田熊雄

雜 錄

世界的農業恐慌に關する二見解 經濟學士 八木芳之助
租税負擔の地方比較と人口割法 經濟學士 中川與之助
需要彈力性の測定 經濟學士 高森晋
チエコスロブアキアに於ける生計調査に基づく租税負擔 經濟學士 村川達三
標準食觀 法學博士 財部靜治

附 錄

近着外國經濟雜誌主要論題
本誌第三十卷總目錄

(禁 轉 載)

租稅負擔の地方比較と 人口割法

中川與之助

一

租稅負擔の地方比較は財政の研究には極めて必要であるが適當なる方法を見出すことは困難である。普通によく行はれるのは人口割即ち人口一人當額若くは一戸當額を計算して比較することである。我が國に於ても大藏省主稅局刊行の「主稅局統計年報書」に「租稅負擔表」があるが、それには道府縣別内國稅一戸當・一人

當同府縣稅一戸當・一人當・同市町村稅一戸當・一人當・右合計の一戸當・一人當及び特に直接稅に就て直接國稅一戸當・一人當府縣稅一戸當・一人當市町村稅一戸當・一人當・右合計一戸當・一人當及び直接國稅附加稅の一戸當・一人當を各府縣別に計上してゐるし、内務省地方局刊行の「地方財政概要」には道府縣別地方稅及び府縣稅の一人當・各市別市稅一人當・地方別町村稅一人當並びに水利組合戸數一に對する賦課額及び水害豫防組合戸數一に對する賦課額が各府縣別に計算されてある。併しこの一人當若くは一戸當が果して如何なる程度に於て正確なる負擔測定の標準となりうるかに就ては統計を利用するものにとりて豫め吟味して置く必要がある。偶々 Dr. E. Fiedler と Dr. K. Massar とは獨逸の營業稅を中心としての人口割法 (Kopfquotenmethode) の妥當性を検討してゐる*。以下兩博士の所説を窺ふこととする。

二

租稅負擔の地方比較 (interlokaler Steuervergleich) をなすには各地方租稅給付總額の統計を要する。併しその絶對數だけでは當該地方に對する租稅要求 (steuerliche Beanspruchung) を示すだけであつて經濟的負擔 (wirtschaftliche Belastung) を示すものでない。問題は租稅額の多少でなくしてその負擔の輕重である。そこで右の絶對數を何らかの規準に照して比例數に換算しなければならぬ。その場合何を公分母 (Generalnenner) に選ぶべきかは財政統計上の一の困難なる問題である。所謂人口割法は人口數を公分母としたものである。所がその場合果して人口數は公分母たるの適格を具へてゐるか否か、苟くも人口數が公分母たるが爲には租稅收入と人口數との間にある何等かの比例關係がなければならぬ。蓋しその間にかゝる關係の存せぬ場合には換算されたる數字には同質性を欠き従つて人口數は統一的な比較基礎となりえないであらう。然らば次に租稅收入と人口數との間に比例關係ありや否や、特に營業稅に就てその關係は如何、

* Dr. E. Fiedler und Dr. K. Massar, Kopfquotenmethode und interlokaler Steuervergleich. (Allgemeines statistisches 19. Band)

三

兩博士は營業稅收入と人口數との間の關係をみんな爲に次の如き即ち營業稅收入の高さの標準となるものは一般には總ての地方に於て營業範圍 (Betriebsumfange) である、若し營業稅收入と人口との間に比例關係ありとせば營業範圍と人口數との間にも亦比例關係なかるべからずといふ命題の下に調査を進めた。纏つて營業範圍を決定するものは營業資本 (經營資本と設備資本の總計) と營業收益とである。そこで兩博士は一九二五年の獨逸の大地方に於ける資料に基いて營業資本及び收益の一人當り額を算出した。次の表はそれである。(地代馬)

大地方名	營業資本	營業收益
プロイセン	七五七、一〇	一四六、四〇
バイエルン	五一〇、三〇	一三六、二〇
ザクセン	八七二、六〇	二三〇、七〇

ヴュルテンベルヒ	七六〇、一〇	一六三、四〇
バーデン	七二七、五〇	一四四、三〇
チュウリンゲン	六五七、二〇	一五三、一〇
ヘッセン	五五九、四〇	一二九、四〇
メクレンブルヒ シュウイーリン	二九三、五〇	一一三、八〇
オーデンブルヒ	四一一、四〇	一二九、三〇
ブラウンシュワイヒ	六三五、〇〇	一四八、二〇
ハンブルヒ	一六一七、二〇	三二五、一〇
ブレーメン	一七九八、八〇	三二一、四〇
リユーベック	一〇三七、七〇	一七四、三〇

右に據れば一人當營業資本額及び收益額は各地方によりて異なる。即ち營業範圍と人口數との間に比例關係がみつけれぬ。既に營業範圍と人口數との間に比例關係の存せぬ以上、先の命題に溯りて營業稅收入と人口數との間にも亦比例關係なしと斷ぜざるをえぬ。従つて人口數は租稅收入總額を相對數に換算する爲の公分母たる資格を完全にもつとはいふをえないのである。

四

租稅負擔を比較する場合に人口數を除數とする比例數の精確なるものに非るは右の如くなるが、兩博士は更に政治的人口 (Politische Bevölkerung) と經濟的人口 (wirtschaftliche Bevölkerung) とを區別して更に所謂人口割方法の欠陥を指摘してゐる。即ち曰く、租稅負擔の比較をなすに當り普通に用ゐらるゝものは政治的地域の人口即ち政治的人口數である。然るに一定の政治的地域に住む人口の總てが營業に従事するわけではなく、且又、甲の政治的地域に屬する人々が乙の政治的地域に於て營業に従事する場合も決して少しとせぬ。即ち一定の地域の政治的人口と經濟的人口とはその構成を異にするのである。租稅負擔の比較をなすには政治的人口よりも寧ろ經濟的人口を選ばべきであらう。蓋し營業稅の如き場合之を負擔するものは原則としてはその營業人口であるからである。然るに各政治的地域に於ける經濟的人口の調査は容易でない。従つて便

法として政治的人口を採るのであるが、この點に於ても人口割は欠陥を免れぬ。

五

更に一步を進めて假りに人口割比率は正しとしてもそれを以て直ちに當該地域の經濟的負擔を斷じ難い。蓋し經濟的負擔は個人の場合に於ては一定の物的給付に伴ふ心的苦痛の程度を示すものなる如く、一定の租稅額のある地方に對する犠牲若くは苦痛の程度は當該地方の內在的諸事情例へばその地方の經濟的社會的構造・年齡構成・職業狀態・自然的富・文化標準等によりて著しく左右されるのである。就中、兩博士は所得構成の如何によりて頭割り負擔が實際の負擔と著しくかけ離れた結果を示す場合あるをあけてゐるは吾人の興味を惹く。

今甲乙二つの地方ありて人口數は何れも一萬人、營業收益を各百萬馬としてその收益の配分を次の如とする。(レンテン馬)

甲		乙	
營業收益人	數	營業收益人	數
收益總計	總計	收益總計	總計
10,000	1	50,000	4
20,000	2	100,000	10
30,000	3	150,000	15
40,000	4	200,000	20
50,000	5	250,000	25
60,000	6	300,000	30
70,000	7	350,000	35
80,000	8	400,000	40
90,000	9	450,000	45
1,000	10	50,000	50

右に對して今左の如きオーデングルの稅率を適用する。

營業收益人	數	營業收益人	數
收益總計	總計	收益總計	總計
10,000	1	50,000	4
20,000	2	100,000	10
30,000	3	150,000	15
40,000	4	200,000	20
50,000	5	250,000	25
60,000	6	300,000	30
70,000	7	350,000	35
80,000	8	400,000	40
90,000	9	450,000	45
1,000	10	50,000	50

その結果營業稅收入は甲は五三三〇馬・乙は一一四五〇馬となる。今その稅收入を頭割りにすると甲は〇・五三乙は一・一一四となり乙地方の負擔は甲の約倍

雜錄 租稅負擔の地方比較と人口割法

額といふ結論になる。然るに何れに對しても同一の稅率を適用したので甲乙があるわけでない。所得構成の如何によりて人口割り比率は實際と甚しく異なる關係を示す一の例證である。

尙この外租稅の實質的負擔を考察するには田舎に於ける營業範圍の査定が比較的に手緩くされてゐることなども注意すべく、更に又、租稅の使用 (Verwendung) 回歸 (Rückwirkung) 及び轉嫁等の諸現象をも併せ計量しなければならぬ。

六

之を要するに租稅負擔の比較法として人口割方法は嚴密にいへば種々の欠點を有するが故に頭割比率そのまゝをとつて地方負擔の精確なる比較をなすは困難であつて一應の目安となるにすぎぬ。この外租稅負擔の比較には所得割 (Einkommensquoten) や財産割 (Vermögensquoten) をみる場合があるが何れもその算出は困難であり且又それを以てしても客觀的特徴に基く客觀

的數字の變形以上に出でない。兩博士のいふが如く人口割比率法には諸多の欠點があるが、さりとて他に適當なる方法も發見されざるが故に將來もこの方法は依然として財政統計上に多く行はれることであらう。たゞ人口割比率なる比例數の價值に自ら限界のあることを忘れてはならぬ。(五・五・〇)

1) 拙稿「ビグウの經濟學と實踐」(彥根高商論叢第七號)參照